

障がい第1164号
令和5年（2023年）10月30日

各団体の長 様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課長

改正障害者差別解消法に係る事業者向け説明会開催について（通知）
日頃より、障がい者施策の推進について御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年4月1日から、改正された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、事業者*による合理的配慮の提供が義務化されることとなります。このことを受け、内閣府の主催で、事業者を対象とした改正法に係る説明会が下記のとおりオンラインで開催されます。

事業者に求められる取組や考え方などについて理解いただく良い機会となるものと思われますので、積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

また、県では、障害者差別解消法に先駆けて制定した「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」において、すでに事業者に対する合理的配慮の提供については義務化していますが、改めて、条例や改正障害者差別解消法の概要について多くの方々を知っていただきたいと考えています。

つきましては、別添により出前講座を実施していますので、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

なお、内閣府ウェブサイト「障害を理由とする差別の解消の推進」には、事業分野ごとの相談窓口一覧や「障害を理由とする差別の解消の推進相談対応ケーススタディ集」及び事業者を対象とした改正法の周知用リーフレットなどが掲載されていますので、裏面のURL等ご参照くださいますようお願いいたします。

※ 本法において「事業者」とは、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、反復継続して行われる同種の行為を行う者を指し、社会福祉法人や特定非営利活動法人も含まれます。

記

日 時：令和5年（2023年）11月20日（月）15：30～17：30

開催方法：オンラインにて開催

内 容：改正障害者差別解消法の概要等について

参加申込：別添チラシに記載のURLもしくはQRコードから申込

申込締切：令和5年11月8日（水）

（裏面あり）

【参考資料等】

■内閣府ウェブサイト「障害を理由とする差別の解消の推進」について

- ・「事業分野相談窓口（対応指針関係）」

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/soudan/taiou_shishin.pdf

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進相談対応 ケーススタディ集」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/r04jirei/index-w.html>

- ・「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！リーフレット」

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html

- ・「障害者差別解消に関する事例データベース」

<https://jireidb.shougai-sha-sabetukaishou.go.jp>

- ・「合理的配慮の提供等事例集」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>

【連絡先】

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局

障がい者支援課 企画共生班 本田

TEL : 096-333-2236 FAX : 096-383-1739

Email : honda-h-db@pref.kumamoto.lg.jp

改正障害者差別解消法に係る説明会

2023

11.20^{げつ} 月 15:30~17:30

きゅうしゅう おきなわ
九州・沖縄ブロック

ことかいについてこと くわ について さんよう
ブロック毎に開催日程が異なりますので、詳しくは日程をご参照ください

もうしこ しめきり **11.8** すい
申込み〆切: 11.8 (水)

にっぺい
[日程]

ほっかいどう とうほく	すい	11/15 (水)	13:00 ~ 15:00
かんとうこうしんえつ	すい	11/15 (水)	15:30 ~ 17:30
とうかいほくりく	すい	11/22 (水)	13:00 ~ 15:00
とうほく	きん	11/17 (金)	13:00 ~ 15:00
きんき	きん	11/17 (金)	15:30 ~ 17:30
ちゅうごくしこく	げつ	11/20 (月)	13:00 ~ 15:00
きゅうしゅう おきなわ	すい	11/22 (水)	15:30 ~ 17:30
きゅうしゅう おきなわ	げつ	11/20 (月)	15:30 ~ 17:30

れいわ ねん がつ にち かいせいしょうがいしゃさべつかいしょうほう せこう
令和6年4月1日から改正障害者差別解消法が施行されます。

だんたい こじんじぎょうぬし ふく じぎょうしゃ ごうりてきはいりよ ていきょう ぎ む か
これにより、ボランティア団体や個人事業主などを含めた事業者による合理的配慮*の提供が義務化されます。

かいせいしょうがいしゃさべつかいしょうほう せこう む じぎょうしゃ もと とく かんが かた つた
改正障害者差別解消法の施行に向けて、事業者に求められる取り組みや考え方などをお伝えいたします。

ごうりてきはいりよ しょうがい ひと しゃがい なか と のぞ なん たいおう ひつよう いし
※合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が
つた べんり たいおう べんり
伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

ないよう ないかくふぎょうせいせつめい ないかくふ こうえん しつぎおうとう
[内容] 内閣府行政説明 / 内閣府アドバイザーの講演 / 質疑応答

かいさいほうほう かいさい ここ とう さんか
[開催方法] オンラインにて開催、個々のPC等からご参加ください。

もうしこみほうほう かき もうしこ
[申込方法] 下記QRコードよりお申込みください。

URL からもお申込み可能です。
<https://forms.gle/2kgbJpHiLeFDrHb16>

といあわ とうきょうと かぶしきがいしゃ
[お問合せ] 東京都ビジネスサービス株式会社
TEL:03(6426)0440 MAIL:block-kensyukai@tokyotobs.co.jp

しゅさい ない かく ふ
[主催] 内閣府

